失踪宣告取消

平成２６年（家）第１４８１号

本籍沖縄県中頭郡北谷町北谷１丁目11番地13、住所名古屋市中区栄１丁目24番地26号
ＰＡＲＫ　ＳＩＤＥ　ＯＺＡＷＡ　３Ｂ
申立人（失踪者）　中川　　保
昭和24年４月13日生
平成26年８月19日失踪宣告取消審判確定
名古屋家庭裁判所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第６６２号

千葉県長生郡長柄町山之郷595番地６
債務者　株式会社東武運送
代表者代表取締役　新井　英男
１　決定年月日時　平成26年８月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中溝　明子
４　破産債権の届出期間　平成26年９月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午前10時
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１３２３号

横浜市鶴見区東寺尾５丁目18番１号
債務者　株式会社潔美
代表者代表取締役　松尾　智恵
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
４　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月２日午前10時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４４号

福井県小浜市遠敷３丁目201番地の１
債務者　株式会社丸佐
代表者代表取締役　幸池　邦彦
１　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
４　破産債権の届出期間　平成26年９月29日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月25日午後１時30分
福井地方裁判所敦賀支部

平成２６年（フ）第３４０９号

大阪市東住吉区今林４丁目10番12号、商業登記簿上の本店所在地大阪市東住吉区杭全６丁目２番15号
債務者　株式会社ジャスティス
代表者代表取締役　三原　和久
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幡野　有紀
４　破産債権の届出期間　平成26年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３１３号

大阪府東大阪市川田３丁目３番37号
債務者　株式会社伸和商会
代表者代表取締役　綿谷　浩一
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　安生　　誠
４　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１２号

奈良県生駒市緑ヶ丘1420番地の２　カルム118
債務者　有限会社アスカトレーディング
代表者代表取締役　神林　敏夫
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　和島美枝子
４　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午前10時
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２４５号

高知県香美市土佐山田町東本町４丁目４番９号
債務者　有限会社タニテクノ
代表者代表取締役　谷岡　孝雄
１　決定年月日時　平成26年８月27日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小泉　武嗣
４　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午前10時10分
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４８号

群馬県桐生市境野町６丁目1642番地５
債務者　有限会社リピート
代表者取締役　髙杉　利子
１　決定年月日時　平成26年８月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川住　岳央
４　破産債権の届出期間　平成26年10月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月23日午前10時30分
前橋地方裁判所桐生支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第８０号

宮城県遠田郡美里町字化粧坂23番地５
債務者　伊藤　正徳
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　由麻
４　破産債権の届出期間　平成26年10月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午前10時20分
６　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第３２９４号

大阪市城東区東中浜１丁目10番16号　フジハイム207、住民票上の住所大阪市城東区鴫野東３丁目９番６号
債務者　川谷満起子
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柏木　千鶴
４　破産債権の届出期間　平成26年10月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４５６号

大阪市東淀川区北江口２丁目10番１号　第３マンション北102号
債務者　髙田商店こと　髙田　敏夫
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　貞　　嘉徳
４　破産債権の届出期間　平成26年10月10日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７９９号

京都市右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町30番地１
債務者　柏井　道次
１　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川口　俊之
４　破産債権の届出期間　平成26年10月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午後１時45分
６　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６４６号

千葉県市原市八幡海岸通19番地１　ユーフォニー市原402
債務者　安田　吉孝
１　決定年月日時　平成26年８月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　　瞳
４　破産債権の届出期間　平成26年９月19日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係